

## 第1回検討会における主な意見等

	意見概要
<b>総論</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場の経営状況をリアルにつかめるものにできればと思う。</li> <li>・ サービスによっては民間主導になってきており、これまでの社会福祉法人ベースの調査方法だと難しいのかなとも思う。</li> <li>・ 事業所が実際に気にするのは、収支差のパーセンテージではなく差額の方であり、パーセンテージの実感と実際の経営の実感とでズレが生じている。そういう意味では事業所のスケールの問題もあるのではないかと思う。</li> <li>・ 最終的な収支差率が団体の肌感と違うという事も踏まえると、按分方法や抽出方法などテクニカルな部分での妥当性について議論すべき。</li> <li>・ 広い意味で、この分野の経営が健全にいくのかどうかを図るものであるという意図を前提に議論すべき。</li> <li>・ 法人本部の事務員の人件費の取扱いについて、特定のサービスの事務員として計上したり、本部への繰入金として計上しているところもあり、勤務はサービスの事務員だが法人全体の事務もしているといった実態との乖離をどのように排除するのか、テクニカルな部分で解決が可能なのかと言う問題もある。</li> </ul>
<b>論点1 複数年のデータ把握</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬改定前後の収支状況を同一事業所で把握することで、切れ目なく継続的に影響を確認することができる。</li> <li>・ 改定直後は現場も新しい加算等に対応しきれていないが、1年、2年と経過して行くうちにその辺りが解消されるので、何らかの方法で連続的に収支を把握していくことは必要。</li> <li>・ 処遇状況等調査の結果が報酬改定の際に参考となることについて、関係団体等に周知すべきではないか。</li> </ul>
<b>論点2 法人単位での収支等 の実態把握</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人単位での把握は重要であるが、別の調査で行うか、地方自治体に届けられた法人の決算書等を活用すればよいのではないか。</li> <li>・ 利用者が少ない地方などは障害サービスと介護サービスを一緒に提供するなど様々なケースがあるため、法人単位での収支の把握は、報酬改定の議論においては適切ではない。</li> <li>・ サービスごとに単位を決めているのだから、サービスごとに調査をするのが本筋ではないか。</li> <li>・ 役員報酬については、社会福祉法人は事業所レベルで黒字の場合に、その範囲で本部繰入が可能とされているが、株式会社などは共通経費として整理され、黒字、赤字を問わず本部繰入が可能であり、取扱いが異なっている。これは会計基準の仕組みに関する問題であり、ここで議論することではない。</li> </ul>

<p><b>論点3</b> 財務諸表の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表で数字が取れるのであれば、何か見えるのかも知れないが、この調査でどのように活用するかはまた別問題である。</li> <li>・ 経営状況を包括的に見るという意味では、財務諸表による把握も必要だが、本調査の目的からすれば、ファイナンスや財務状態の問題はプライオリティが低い。</li> <li>・ 社会福祉法人の場合、施設の整備や建て替えの際には補助金があるため、民間法人に比べて資金調達に関わる問題は深くないと思う。</li> <li>・ 社会福祉法人は所轄庁に提出される財務諸表(基準別紙4)のデータをそのまま提出してもらえば、転記ミスやエラーも起こらず、異常な収支差が出たりすることを排除できるのではないか。</li> <li>・ 経営実態調査は収支状況を把握するのが目的だが、現場では、それだけでは見えない苦しさがあると思う。その辺りが財務諸表で測れるのであれば活用するのもいいと思う。</li> </ul>
<p><b>論点4</b> サービス間の費用按分の取扱い等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人については、会計基準の基準別紙4で、サービス区分別に増減差額までとっているため、きちんと会計が行われていれば、本調査においては、そのまま活用できるのではないか。</li> <li>・ 報酬制度が経営の安定性を保障しているかを確認する上では、税負担までを考慮すべきではなく、本調査において税引き後のデータで考えるのはむしろ筋違いではないか。</li> <li>・ 国庫補助金等特別積立金取崩額は、新会計基準では減価償却費と同様、費用に計上されるため、自然体で処理すればよいのではないか。</li> <li>・ 按分方法については、基準どおりに行うことでよいと思うが、どう按分したかについては公表すべきではないか。</li> <li>・ 按分方法については、新会計基準となったことも踏まえ、統一的な方法を示すことなどの検討をすべき。</li> </ul>
<p><b>論点5</b> その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答率の低い要因が何なのか分析すべき。そもそも、調査票の回収率が低いのであれば督促の方法を見直すべきだし、負担感があるのであれば調査の容量を見直す必要がある。</li> <li>・ 障害固有の状況として、休廃止事業所が多く、不必要に有効回答率が低くなっているのであれば、事前に名簿から対象外にすることをしてもいいのではないか。</li> <li>・ 事業規模が大きいところは、体制もしっかりしていて回答率が高く、規模の経済性が働くため経営が安定しているところが多いため、収支差が高めに偏りがちになる。このため、事業規模に配慮した層化抽出を検討すべきではないか。</li> </ul>